



# 地方公共団体における パーソナルデータ利活用についての考察

平成26年 9月12日

千葉市



現行の市個人情報保護条例が保護対象としているのは「個人情報」である。「個人情報」は「パーソナルデータ」とは完全に一致せず、「パーソナルデータ」の中には条例の保護対象とならないものがあるが、そのようなデータであっても、目的外提供等を行った場合、市民から問題視される可能性がある。

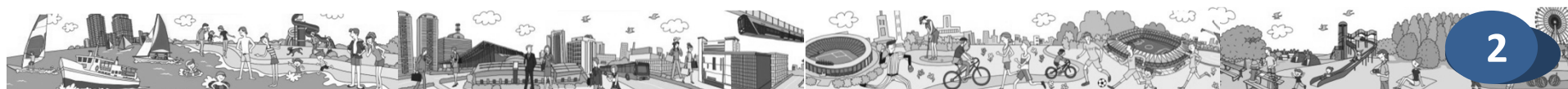
## パーソナルデータ

- 総務省「パーソナルデータに関する検討会」では、広く「個人に関する情報」をパーソナルデータと定義。
- 市としての明確な定義はなされていない。抽象的に「個人の状態や行動を表す情報」と認識。

## 個人情報

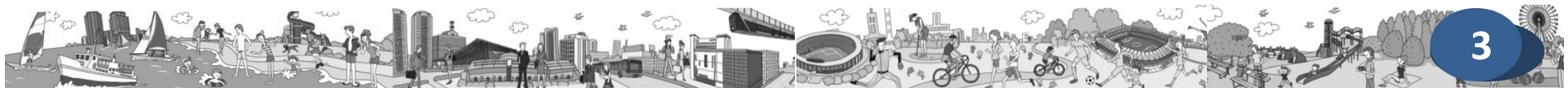
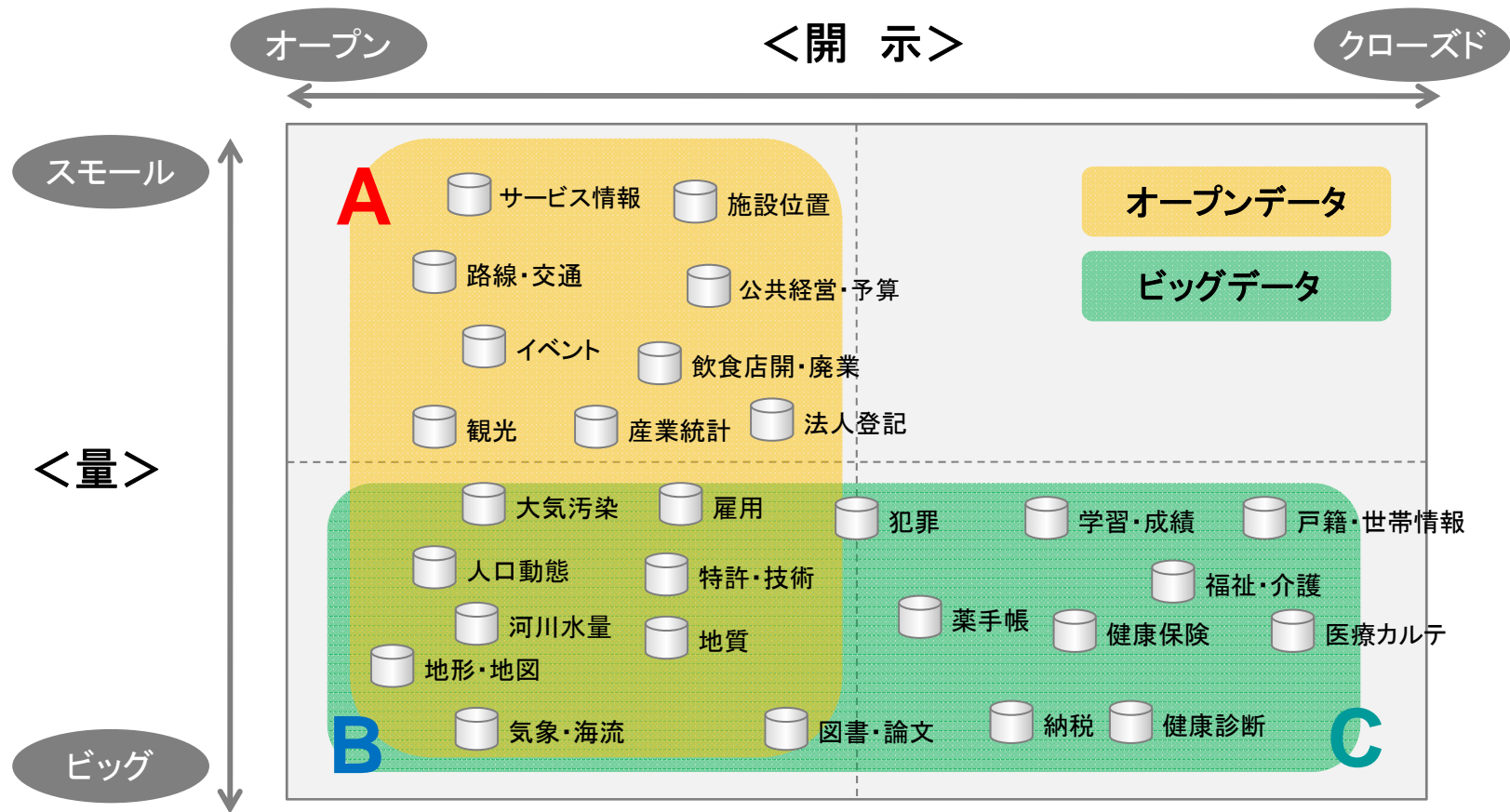
- 生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの（市条例第2条第1号）

- 現行の個人情報保護条例は、「ビッグデータの活用」を想定した内容とはなっていない。
- 「パーソナルデータを含むビッグデータの活用」は、課題解決に有用であり、市民生活の向上に資するものであるが、現行の個人情報保護条例の枠組みの中で対応していくことには限界がある。



# 公共分野のデータ例

- A. 【オープン × スモール】 法人に関わる情報、各種位置情報、公共サービス・施設情報 など
- B. 【オープン × ビッグ】 環境系測定データ、情報の統計化されたもの、既存のアナログアーカイブ（図書館）
- C. 【クローズド × ビッグ】 医療、福祉、税、教育など個人情報（機微の情報）が中心



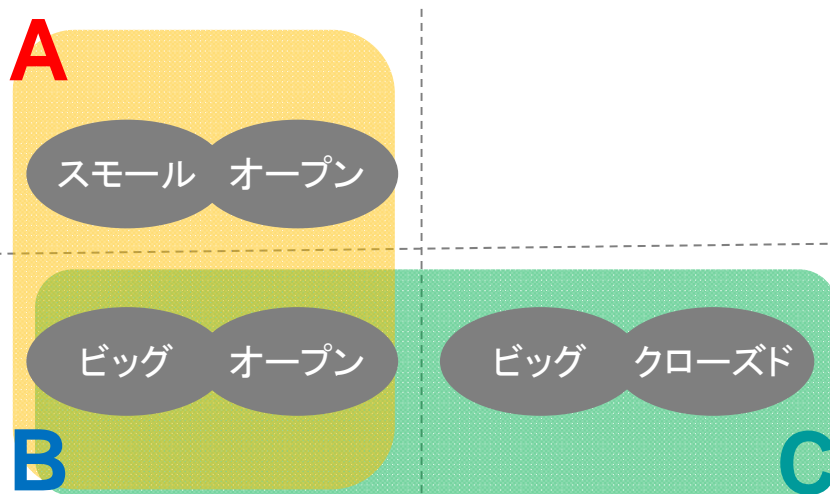
データの特徴・特性から現状(ここ2~3年)利用が想定される事業分野を整理しました。各事業で、目的に応じてデータ解析後のアクションが大きく異なります。

## A 市民協働型事業

主 体	NPO、公共団体(自治体)
分 野	街づくり、街おこし、地域活動、ボランティア
目 的	官民協働による街づくり
概 要	情報を官民で共有することにより、市民が利便性の高いサービスを楽しむことができたり、課題に対して協働で取り組む素地をつくる。
例	公園や道路の維持管理、要援護者の避難ボランティア、AED場所と支援呼びかけ

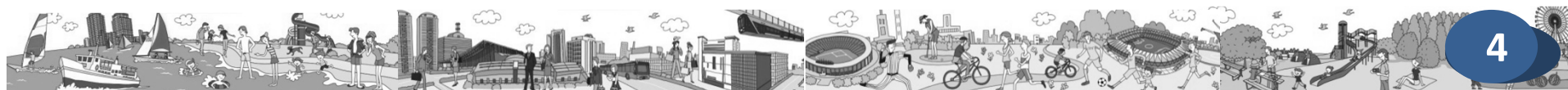
## B 情報応用ビジネス

主 体	民間企業
分 野	マーケティング、広告、保険、信用情報、天気予報
目 的	発生確立の予測向上によるサービス創出
概 要	データのマッシュアップにより予測可能(精度向上)となった事象について、予測やリスク回避、機会提供等の応用サービスを提供する。
例	農家向け収穫保険、出店エリアシミュレーション、住宅購入支援、与信保険



## C 課題抑制型事業

主 体	公共団体(国・自治体)
分 野	医療、福祉、教育、雇用支援
目 的	公共支出削減
概 要	データ解析により、課題原因を探り、そこに対策を講じることにより、将来的な財政負担を抑制する。
例	検診データ解析による予防医療、雇用有効スキル獲得による就業支援



---

# 情報の利用における課題

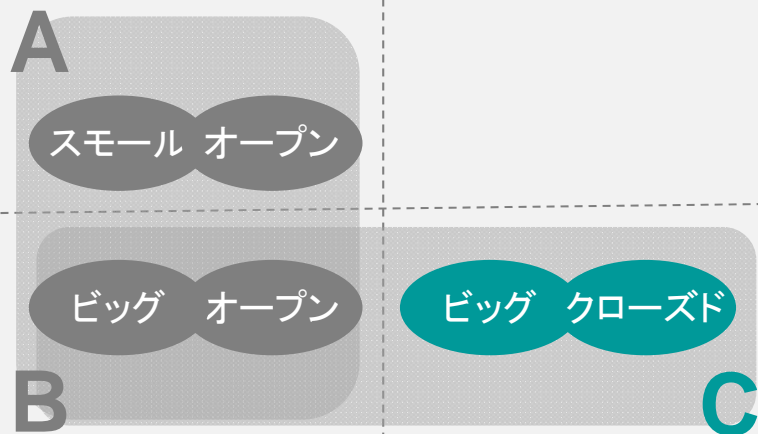
---

# 課題抑制型事業

C

## 課題抑制型事業

主 体	公共団体(国・自治体)
分 野	医療、福祉、教育、雇用支援
目 的	公共支出削減
概 要	データ解析により、課題原因を探り、そこに対策を講じることにより、将来的な財政負担を抑制する。
例	検診データ解析による予防医療、雇用有効スキル獲得による就業支援



# データエバンジェリストの登用

データエバンジェリストとは、庁内でデータの解析にあたるスペシャリストです。第一歩として、研究機関との共同研究につなげる前段階として、庁内での分析活動を行い政策立案に生かします。

## 業務（データ解析）

## 人材（研究者）

### 1. 課題検証の仮説設定

- 重要な政策課題を抽出
- 課題解決のための仮説を設定

例：感染症の拡大を防ぐには、発生状況の把握と感染拡大の予測が必要。



### 1. 大学の研究者

- データ解析の専門家
- 若手の助教クラス

H26年6月25日に千葉市は東京大学と協定を締結「千葉市と東京大学との共同研究に関する協定書」

### 2. データ集積と分析

- 複数の部署に散在するデータを集積
- 複数データを用いた課題検証

例：保健所からの報告のほかに学校の欠席状況など複数のデータを用いて検証する。

### 2. 非常勤嘱託職員として登用

- 千葉市の非常勤嘱託職員として勤務
- 市業務には、市から報酬を支給

H26年7月1日から3年間、週2日程度、市の非常勤嘱託職員として勤務する。

### 3. 他機関との協働

- 外部データを用いた研究計画
- 個人情報がある場合は匿名化処理

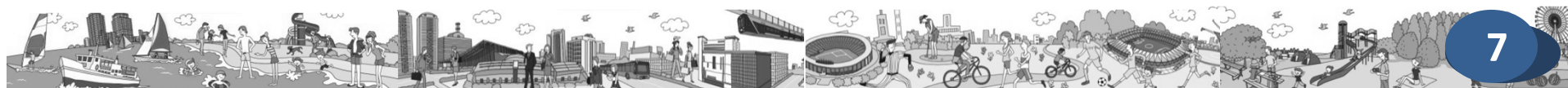
例：感染症拡大の予測のために大学や公共交通機関からのデータを用いて検証する。

### 3. 統計課で雇用

- 総合政策局統計課で雇用
- 庁内（統計課）でのデータ分析

※個人情報はデータ所管課で削除

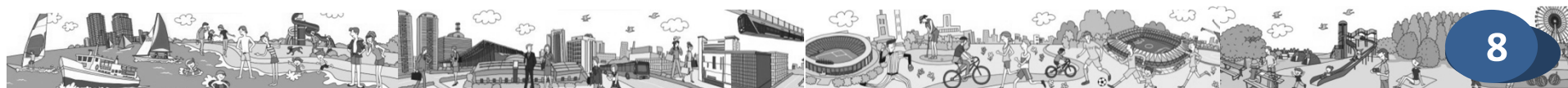
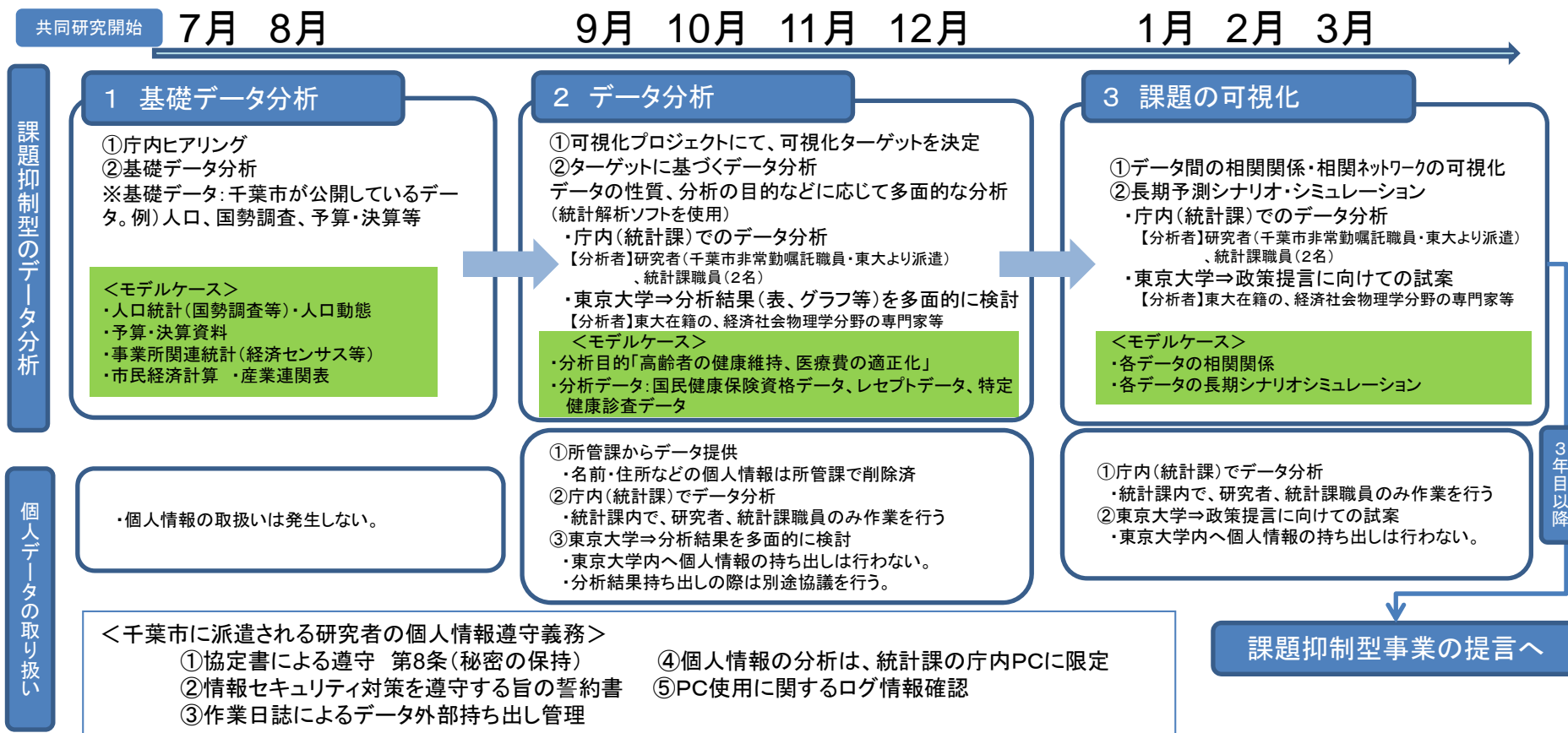
可視化すべきターゲットを設定し、課題抑制型の政策立案に役立てる。



# 大学との共同研究

平成26年度東京大学よりデータエバンジェリスト(研究者)を招聘し、市内でのデータ解析を実施します。データの取り扱いについては、下記の施策を講じます。

共同研究期間 H26.7~H29.6 (3年間) 【両者の合意により延長可】



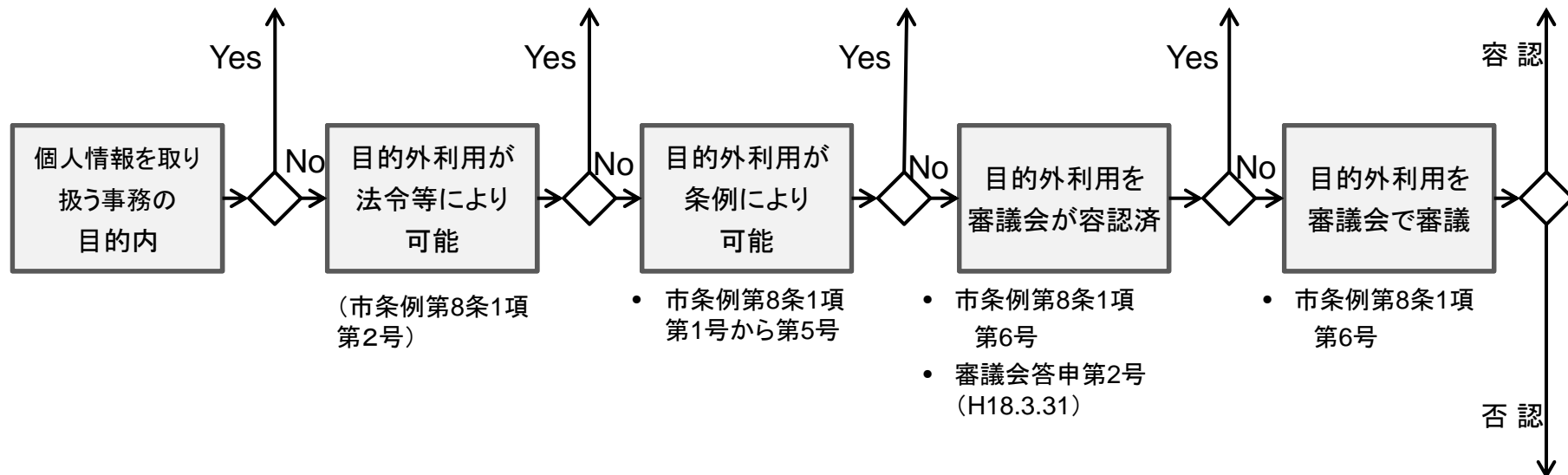


# データ利活用に向けた確認

個人情報の利活用可否について、国の法令や市の条例で規定のないものについては、千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、市が判断することとしている。

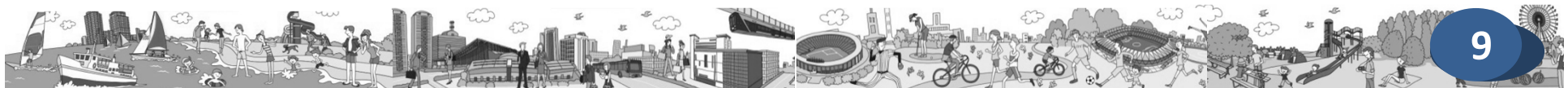
市の判断により

## データの利活用が可能



市の判断により

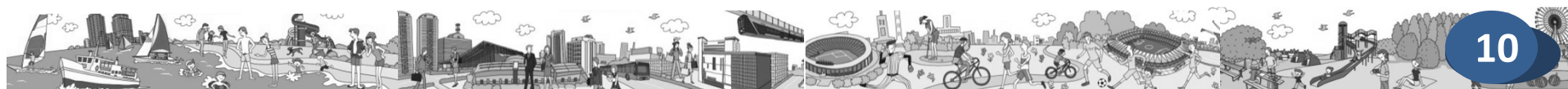
## データの利活用に制限



## 第8条第1項 目的外の利用又は提供の制限

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

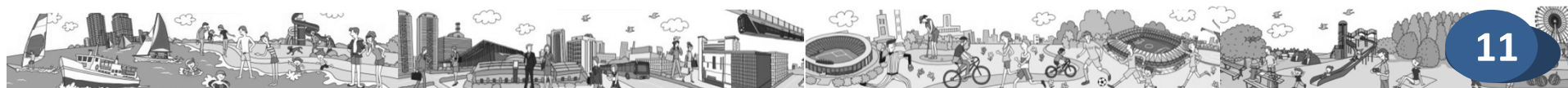


# 【参考】審議会答申第2号(H18.3.31)

## 市条例第8条1項第6号について、千葉市情報公開・個人情報保護審議会の答申により意見を聴いたものの類型(平成18年3月31日)

類型	理由
1 栄典、表彰等の選考 栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る	本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため 本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため
2 研究、統計資料作成 専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 この場合、原則として、特定の個人が識別されない形式で利用し、又は提供するものとする。ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとするが、統計資料作成後は速やかに個人情報を識別できない形式で取り扱うものとする	学術研究又は統計資料の作成において、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため
3 案内状等の送付 挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供す	実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、儀礼上の必要性等から挨拶状や関係資料を送付したりす

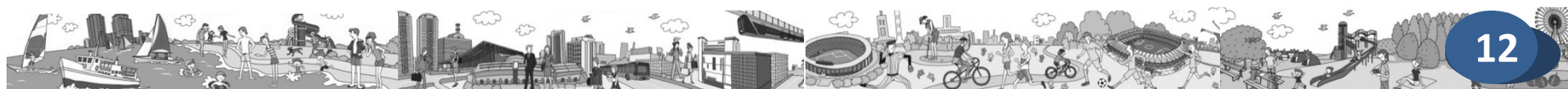
る場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る	する場合があるため
4 アンケート対象者の抽出 アンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合 ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る	事務事業に係るアンケートを行うときに、対象者を抽出することが事務の性質上必要である場合があるため
5 報道機関への提供 報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合 ただし、市民等に知らせることに個人情報保護の利益を上回る利益を有し、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるため 事故等特別の理由があるときに、発表することが公益上必要なことがあるため
6 弁護士法の規定に基づく提供 弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合 ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る	法律の規定に基づく照会であり、当該規定の趣旨を踏まえて対応することが必要である場合があるため 提供先の事務の公益性、個人情報の取扱い方法等と市条例の公益上の必要性、提供することによる支障の有無等を総合的に考慮した上で、弁護士会等へ提供すると認められる場合があるため



# データ利活用の可能性

利用の目的や利用主体によって、利用に向けた確認やデータ処理方法の制約が異なります。  
 利用が困難な分野において、国の法整備やガイドライン・指針の策定が待たれます。

	市の内部利用		外部提供	
	個人情報を取り扱う事務の 目的内	個人情報を取り扱う事務の 目的外	個人情報を取り扱う事務の 目的内	個人情報を取り扱う事務の 目的外
単独事業	◎	△ 市条例第8条1項 の例外規定	? 市個人情報保護 審議会の審議	× 現制度下では 極めて困難
複数事業	—	? 市個人情報保護 審議会の審議	—	× 現制度下では 極めて困難



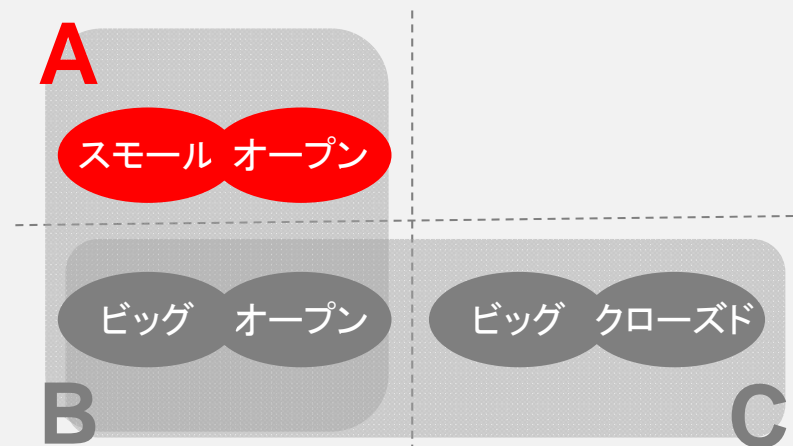
---

# 情報の収集に係る課題

---

# 市民協働型事業

A	市民協働型事業
主 体	NPO、公共団体(自治体)
分 野	街づくり、街おこし、地域活動、ボランティア
目 的	官民協働による街づくり
概 要	情報を官民で共有することにより、市民が利便性の高いサービスを楽しんだり、課題に対して協働で取り組む素地をつくる。
例	公園や道路の維持管理、要援護者の避難ボランティア、AED場所と支援呼びかけ



市民協働型事業として、H25年7月16日より「ちば市民協働レポート実証実験(通称:ちばレポ)」を実施しました(～同年12月末)。下図は将来目指すイメージです(実験内容とは異なります)。



### サービス概要

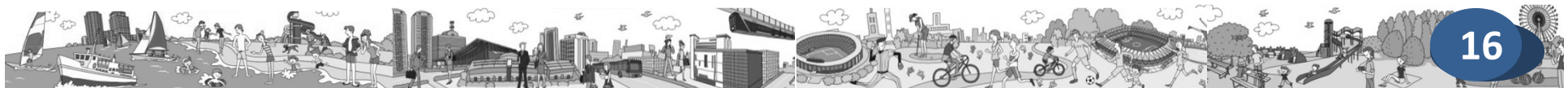
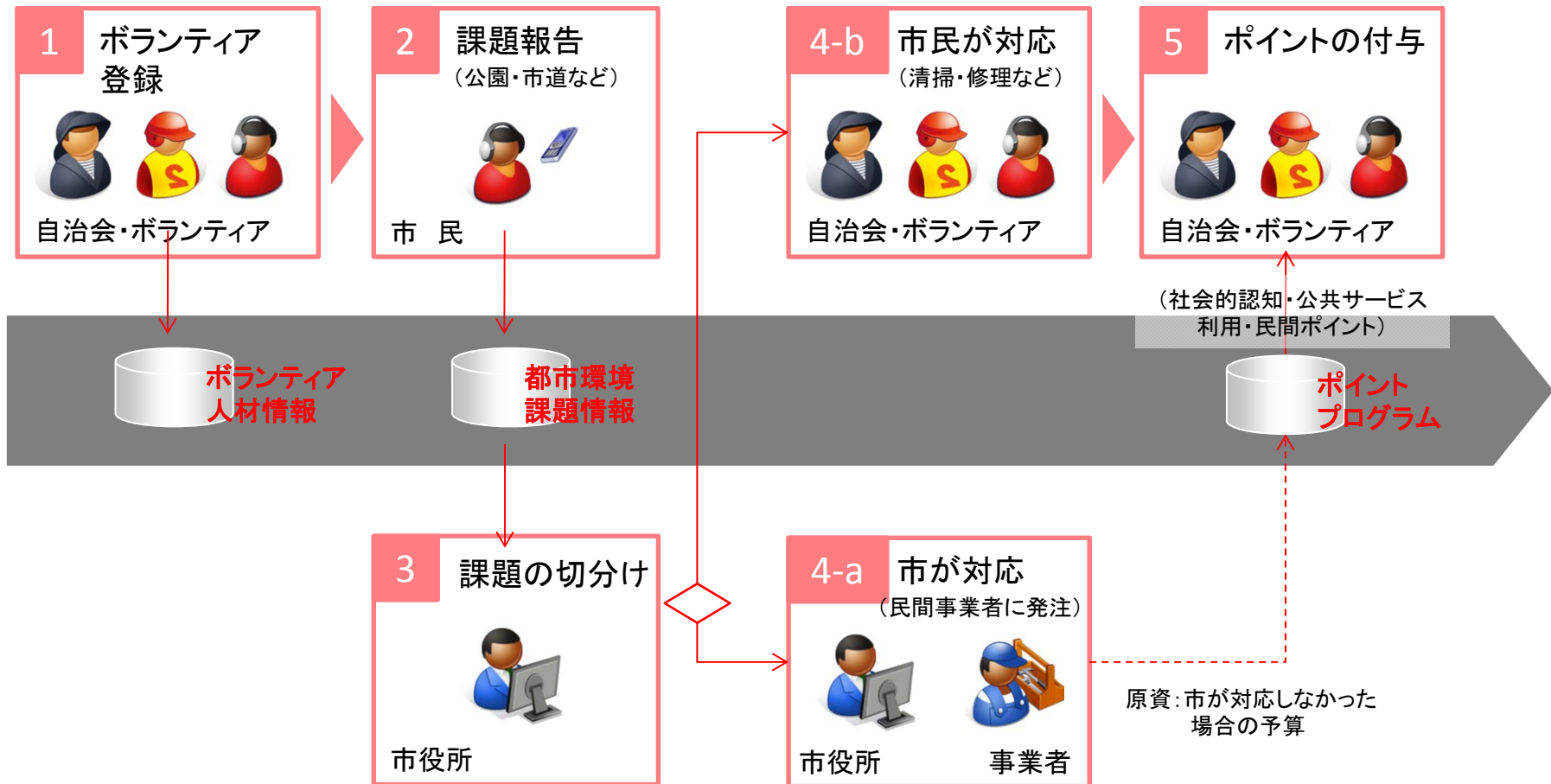
市民がスマホを使って、街の課題(道路・公園・ごみなど)を投稿する。投稿は、インターネットの地図上に表示され、市役所の関係部署や他の市民と共有できる。

- ### 特徴
- 市民が街の課題を意識する(関心をもつきっかけ)。
  - 役所と市民が役割分担をして解決に臨む。
  - 市民が容易にボランティアに参加するためのしくみ
  - 社会貢献が役所や他の市民に認知される。

- ### 課題・今後の検討テーマ
- 市民の参加: 市民への周知、関心喚起
  - 投稿の制御: 適正な内容、利用への市民の理解
  - 処理切分: 法令解釈、処理ルール、市民への依頼
  - 市民参加: 参加方法、インセンティブ、都市住民
  - 継続性: 品質確保、参加者確保、事業費確保

# ちばレポ: 情報処理フロー

都市環境(公園・市道)について、市民と市役所が課題を共有し、対応についても分担します。対応者には、ポイントプログラムにより社会的認知やメリットを付与することを検討しています。

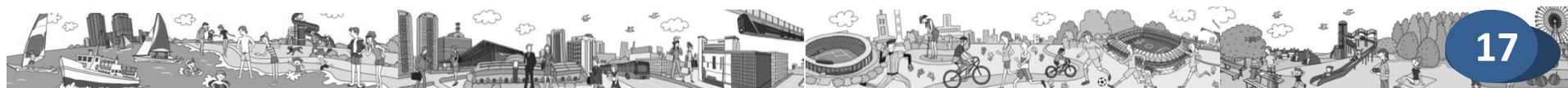




# ちばレポ: 取り扱う情報

ちばレポで取り扱う情報は、「個人情報」と「レポート内容」の2種類です。パーソナルデータは、これら両方を包含すると考えられます。

	個人情報	レポート内容
取得タイミング	利用者登録時に取得	利用者によるレポート登録(情報アップロード時)に取得
情報項目	氏名、住所、電話番号、性別、誕生年、メールアドレス、職業	位置情報、レポート件名、具体的な状況、分野、写真、動画
規定・条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉市個人情報保護条例</li> <li>ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約</li> <li>「ちば市民協働レポート」アプリケーション・プライバシーポリシー</li> <li>ちば市民協働レポートレポート公開に関するガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約</li> <li>「ちば市民協働レポート」アプリケーション・プライバシーポリシー</li> <li>ちば市民協働レポートレポート公開に関するガイドライン</li> </ul>
アクセス制限	連絡を必要とする所管課のみ	公開前: 所管課のみ 公開後: すべての利用者
登録/投稿後の情報の改変	利用者本人	所管課(市はレポート内容を改変する権利を有する)



# ちばレポ：利用規約(抜粋)①

## ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約(抜粋)

### (個人情報の取り扱い)

第4条 千葉市は、ちばレポで収集した個人が特定され又は特定され得る情報(他の情報との照合により個人を特定することができる情報を含む)(以下「個人情報」といいます。)を、千葉市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、利用目的終了後、速やかに破棄します。

### (個人情報の利用目的)

第5条 千葉市は、参加登録が完了した者(以下「参加登録者」といいます。)の個人情報を以下の各号に定める目的のために利用します。

- (1)参加登録者の管理
- (2)参加登録、レポート内容の確認(担当課等から連絡をすることがあります。)
- (3)ちばレポ及び千葉市行政に関する必要なお知らせ、アンケート調査の配信(電子メール、プッシュ型情報通知等によりお知らせします。)
- (4)ちばレポの運用向上等に向けたレポートデータの集計・分析

### (個人情報の利用・提供)

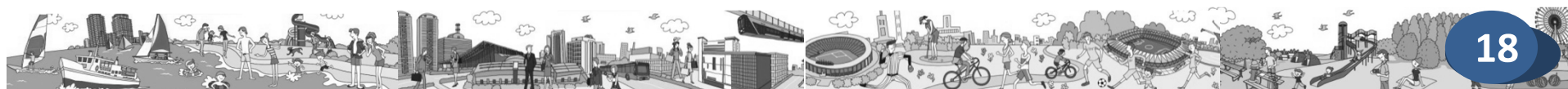
第6条 千葉市は、本人の同意を得た場合や法令等に定めがある場合など千葉市個人情報保護条例に規定のある場合を除き、取得した個人情報を利用目的以外の目的で利用や提供をすることはありません。

### (レポート内容の公開)

第17条 レポート内容(コメント・写真)は、原則公開とします。ただし、千葉市がレポート内容を確認し、「ちばレポ レポート公開に関するガイドライン」において不適切とするレポートと認める場合には、レポートを加工して公開することや、非公開とすることがあります。

### (著作権)

第18条 レポートの著作権は、参加登録者に留保されますが、参加登録者は、誰に対しても無償で利用(複製、複写、改変その他のあらゆる利用を含む)する権利を許諾するものとします。この利用の許諾は参加登録の資格を抹消された後又は登録の解除を申し出た後においても取り消すことはできません。



# ちばレポ: 利用規約(抜粋)②

(取得する情報の項目、利用目的、取得方法)

第9条 ちばレポにて取得する参加登録者に関する情報の項目、利用目的、取得方法、外部送信有無は、別表のとおりです。

別表(第9条関係)

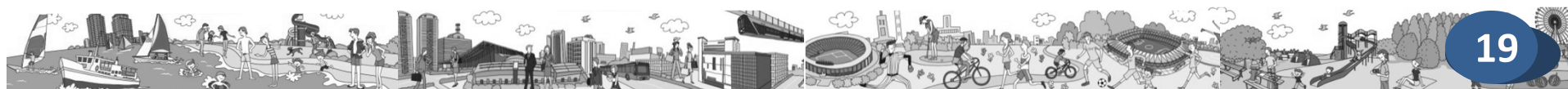
ちばレポにて取得する参加登録者に関する情報

取得する情報の項目	利用目的	取得方法 ※1	外部送信 ※2	対象		備考
				ちばレポ アプリ	ちばレポ ホームページ	
参加登録者の情報(名前、住所等)	参加登録者を管理するため	手動	あり	○	○	参加登録をする場合にのみ入力が必要になります。
メールアドレス/パスワード(認証情報)	参加登録者を認証及び特定するため	手動又は自動	あり	○	○	ログイン時に入力いただきます。一度入力していただくと、ログアウト操作、又は他の端末にてログイン操作を行うまでは、Cookieの情報を利用した自動ログインが可能となります。(ちばレポホームページでは「次回から自動ログイン」にチェックした場合のみ、自動ログインとなります。)
レポート内容(位置情報、レポート件名、具体的な状況、分野、写真、動画)	レポート内容把握のため及びインターネットに公開するため	手動	あり	○	○	レポート時に入力いただきます。なお、動画はちばレポアプリのみが対象です。

端末内の写真情報	参加登録者がレポートする写真を選択する機能の提供のため	自動	なし	○	○	保存済みの写真を選択してレポートするために、ちばレポアプリやWEBブラウザが端末内に保存されている写真(画像ファイル)の情報を取得して表示します。選択時に一時的にちばレポアプリ上やWEBブラウザ上で利用するのみで、外部への送信は行われません。(選択した写真はレポート内容として送信されます。)
端末の位置情報	レポート時の端末位置に合わせた地図の初期表示のため	自動	あり	○		基地局やアクセスポイントを利用した端末のおおよその位置情報及びGPSによる端末の詳細な位置情報を取得します。
端末の識別ID(プッシュ通知用)	参加登録者がレポートした課題の対応状況を千葉市からお知らせ・通知するため	自動	あり	○		プッシュ通知を行うために、端末等を識別するIDをアプリ起動時に自動で取得します。

※1 取得方法が「自動」の情報は、ちばレポアプリやWEBブラウザが自動的に情報を取得するため、情報の取得に参加登録者の操作を介しません。取得方法が「手動」の情報は、情報の取得に参加登録者による入力等の操作を介します。

※2 外部送信が「あり」の情報は、本サービスを提供するサーバー等に情報が送られますが、「なし」の情報は、ちばレポアプリやWEBブラウザが端末内で利用するのみで、外部への送信は行われません。



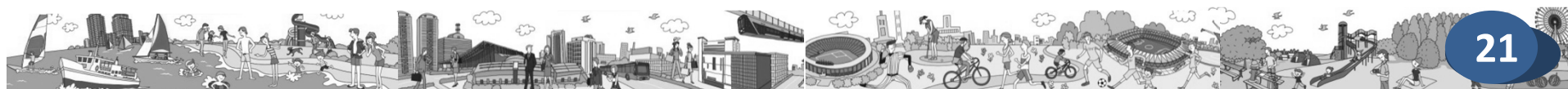
---

# データ活用の将来

---

# 将来に向けた課題整理

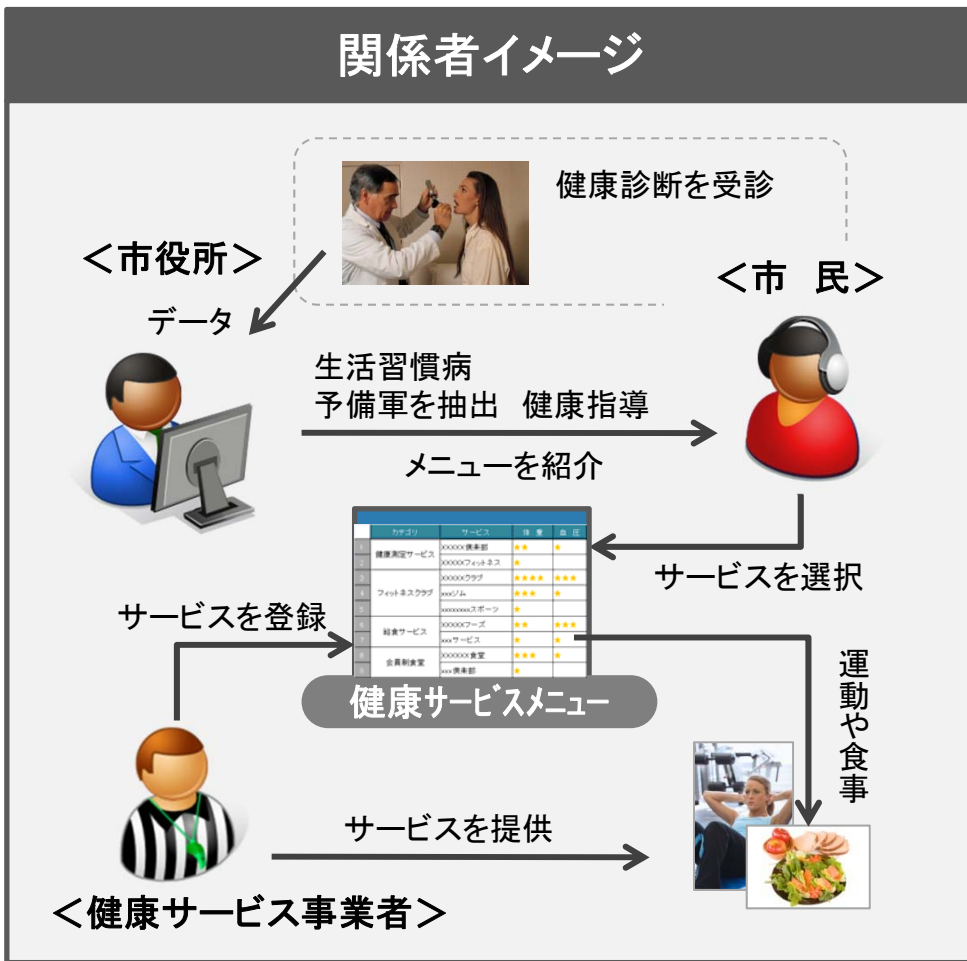
課題名	概要	係る施策
プッシュ型サービスとプライバシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プッシュ型サービスには、複数の事業分野での情報の掛け合わせが有効。</li> <li>• お知らせする情報が有益な情報かどうかは個人の主観的な判断による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイ・ポータル</li> <li>• カスタマイズ化された市民へのお知らせ</li> </ul>
国民と行政の間の情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 双方が部分的な情報しか把握しておらず、適切なサービスが提供されないリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子母子手帳</li> <li>• マイ・ガバメント</li> </ul>
行政と民間との間の情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各機関が部分的な情報しか把握しておらず、適切なサービスが提供されないリスクがある。</li> <li>• 情報が複数機関に分散している、または所属機関を移動すると情報が引き継がれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康診断</li> <li>• 健康保険</li> </ul>
自分自身による情報のコントロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス提供機関が情報を保有しており、一部しか利用者に開示されない。</li> <li>• 利用者に開示する際、機械判読可能なデータで提供されない(活用用途が限定される)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オープンデータ</li> <li>• お薬手帳、健康診断</li> </ul>
国民と地域コミュニティの間の情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民に係る情報を共有することにより助け合いなどコミュニティ活動を促進できる。</li> <li>• 他人に知られたくない情報(プライバシー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時要援護者</li> <li>• 地域の見守り</li> </ul>



# 【参考】けんこうコンシェル: 事業概要(案)

課題抑制型事業として、国民健康保険加入者を対象とした、健康づくりのサービス「けんこうコンシェル」(仮)を検討しています。健康増進による医療費抑制と健康産業振興を目的としています。

### 関係者イメージ



### サービス概要

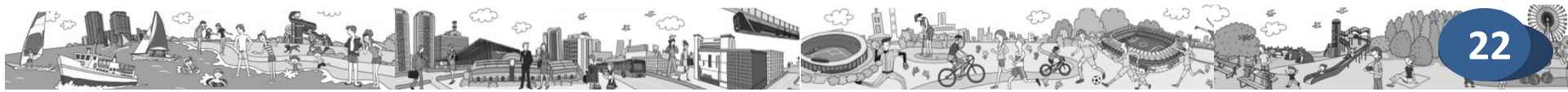
市役所は健康診断データを解析して、生活習慣病予備軍に健康指導を行う。あわせて、民間のサービスメニューを紹介し、希望する市民を民間事業者に紹介する。

### 特徴

- サービスに誘導することにより取組みが持続
- 市への収入(紹介料)／市民への割引
- 翌年の健診によりサービスの効果を測定
- 測定結果をサービス開発(事業者)やサービス選定(市民)に利用
- 市への収入を原資として健康ポイントプログラム

### 課題・今後の検討テーマ

- 市民のプログラムへの参加、継続
- 健康事業者のプログラム参加、継続可能な事業収支
- 市民全体(民間健保)へのサービス拡大



# 【参考】マイ・ポータル

## 情報提供等記録開示システムのユースケース等に係る調査研究

### 付則第6条第5項

○政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置する。

### 調査研究

○マイ・ポータルで想定されるサービスの中からユースケース（10件）を選定し、ITを活用したサービスの事例調査（15件）の結果と比較し、現在抱えている問題点の洗い出しや、マイ・ポータルを実現する際の課題及び課題解決策の検討。



### マイ・ポータル （基本サービスイメージ）

#### 情報提供記録表示

○自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能（附則第6条第5項）

#### 自己情報表示

○行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）

#### プッシュ型サービス

○一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）

#### ワンストップサービス（※）

○行政機関などへの手続を一度で済ませる機能（附則第6条第6項第3号）

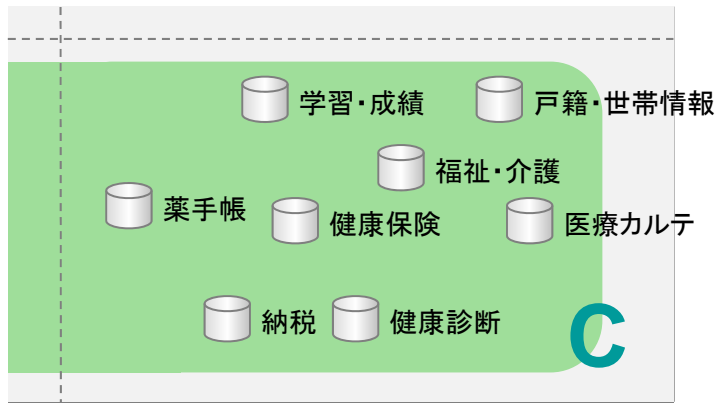
### サービス実現に向けた考え方

- ・ 個人番号カードに格納される利用者証明用電子証明書による本人認証及び情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適当と考えられる。
- ・ 表示対象となる情報提供記録を細かく絞り込むよりも、対象期間の指定等、シンプルな条件設定で利用者が情報提供記録を取得できるようにすることが考えられる。
- ・ 情報保有機関に対して自己情報表示を要求する際には「符号」を活用することが有効と考えられる等、情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適切であると考えられる。
- ・ 利用者が必要とする自己情報を容易に選択可能とするためには、検索機能を提供する必要があるが、その条件設定としては、①情報保有機関名、②自己情報の名称、③カテゴリー（分野）が考えられる。
- ・ 既存の情報システムの情報配信サービスと情報提供ネットワークシステムを活用したプッシュ型サービスを併用することが適切であると考えられる。
- ・ プッシュ型サービスのお知らせへ簡単に返答する機能を提供することは利用者の利便性の向上に有効と考えられ、またこの機能は「符号」を活用することで効率的に提供できると考えられる。
- ・ 情報提供ネットワークシステムを活用した電子申請を設けるよりも、既存の情報システムの電子申請の活用や、既存の情報システムの電子申請において、自己情報表示機能で確認した自己情報の活用等により、利用者の利便性の向上を図ってくべきであると考えられる。

※ マイ・ポータルでは、ワンストップサービスの実現について検討されている。ワンストップサービスを実現する上で必要となる基本的な機能は、行政機関等への電子申請を行うことができる機能であるため、調査研究では、広く一般的な電子申請の仕組みについて調査、分析、検討を行った。

公共団体の持つビッグデータは、機微な個人情報が多く、そのままでは利用が制限されます。一方で、情報を個人のもとに集約することにより、個人の判断にて様々な利用の可能性が広がります。

## (1) 自治体が持つビッグデータとは？



## (2) データ活用の課題

- 機微な情報を多く含むので公開できない。**
  - ・個人情報の中でもプライバシーが高いもの。
  - ・不特定多数に公開したくない。
  - ・メリットがあるなら特定の人と共有したい。
- 一人の情報が複数の機関に散在している。**
  - ・自分以外の者が情報を保存している。
  - ・情報が複数の機関に散在している。
  - ・情報の流通を自分でコントロールできない。

## (3) データ活用の方向性「個人に集約、個人でコントロール」

### 自分の情報は自分で持つ。

⇒民間と公共に分散する情報を一箇所に集約し、保存する。

例：予防接種や薬の服用履歴を後日必要な時に参照したい。

### 利用方法は自分で決める。

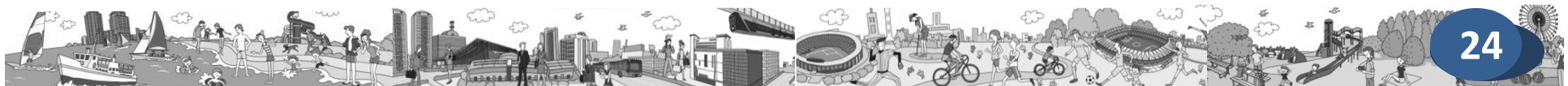
⇒様々な電子的サービスを使うかどうかは自分で選択する。

例：母子手帳の情報に基づいて子育て支援の情報を入手したい。

### 誰と共有するか自分で決める。

⇒自分の情報を誰と共有するかは自分で選択する。

例：医療カルテの情報を大学に提供するので、治療方法を研究してほしい。





## 第8条第1項 目的外の利用又は提供の制限

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

### 1 趣旨

本条は、実施機関が収集した個人情報を、当該個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供すること（以下「目的外の利用又は提供」という。）について制限を定めたものである。

本項本文は、実施機関は、目的外の利用又は提供をしてはならないとの原則を定め、ただし書は、例外的に目的外の利用又は提供をすることができる場合を定めたものである。

なお、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託する際に、その業務に必要な個人情報を提供する場合は、個人情報の外部提供には当たらず、第12条に規定する委託に伴う措置により適正に取り扱うものとする。

### 2 解釈

#### (1) 本文関係

##### ア 「利用」

実施機関が当該実施機関の内部で個人情報を取り扱うことをいう。

例えば、本市の市長事務部局のA課が保有する個人情報を同じ市長事務部局であるB課において使用する場合をいう。

##### イ 「提供」

実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を使用させるため渡すことをい

う。

例えば、本市以外のものに提供する場合はもとより、他の実施機関に提供する場合及び刊行物等により不特定多数のものに対し公表する場合も含まれる。

なお、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内での利用又は提供や、個人に関する情報であっても特定の個人が識別できないものの利用又は提供は、本項の適用を受けない。

## (2) 第1号関係

本号は、実施機関が目的外の利用又は提供をすることについて、本人の同意を得て行う場合や、本人に提供する場合には、本人の権利利益の侵害が生じるおそれは少ないと考えられるため、例外としたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは目的外の利用又は提供を行うことはできない（本条第2項）。例えば、本人の同意があるとしても、その同意が強制されたものである場合や、個人情報の中に第三者の情報も含まれている場合などは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられる。

「本人の同意があるとき」とは、第7条第2項第1号の規定と同じ意味である。

なお、申請書等の記入要領等に、あらかじめ、目的外の利用又は提供を行う旨が記載されている場合は、本人の反対の意思表示のない限り、本号に該当するものとして取り扱うものとする。この場合において、申請等の趣旨から、目的外の利用又は提供することに同意することが、申請等の条件にならないよう、記入要領等の記載に際し、十分留意すべきことは言うまでもない。

## (3) 第2号関係

本号は、個人情報の目的外の利用又は提供をすることが、法令等に規定があるときは、例外としたものである。

「法令等」とは、第7条第2項第2号の規定と同じ意味である。

「法令等に定めがあるとき」とは、次のア、イ及びウで例示するような、条文上あるいは解釈上、目的外の利用又は提供ができることを明らかに定めている場合に限るものとし、エで例示するような、それが単に実施機関に対し目的外の提供を求めることができる根拠を与える規定であり、目的外の提供そのものは実施機関の任意的な判断による場合は含まない。

ア 利用が義務付けられている例

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第1条第2項

「・・・学齢簿の編製は、・・・住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」

イ 提供が義務付けられている例

(ア) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条

「裁判所は、・・・文書の所持者に対し、その提出を命ずる。・・・」

(イ) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第99条第1項

「裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押さえることができる。・・・」

ウ 罰則により解釈上、提供が義務付けられている例

(ア) 地方自治法第100条第1項及び第3項

「普通地方公共団体の議会は、・・・選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」

「第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、・・・罰金に処する。」

(イ) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条及び第188条

「徴収職員は、・・・次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類・・・を検査することができる。」

(1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人」

「次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」

(1) 第141条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第141条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」

エ 提供は実施機関の判断による例

(ア) 民事訴訟法第186条

「裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。」

(イ) 刑事訴訟法第197条第2項

「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」

(ウ) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第1項

「弁護士は、・・・所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。・・・」

(4) 第3号関係

本号は、緊急性があるときに目的外利用又は提供の禁止の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体又は財産の安全を欠くことになるため、例外としたものである。

ア 「個人の生命、身体又は財産の安全を守る」

火災、地震等の災害、事故、犯罪又は紛争等から本人又は他人の生命、身体又は財産の安全を守ることをいう。

イ 「緊急かつやむを得ない」

時間的余裕がなく、かつ目的外利用又は目的外提供をする以外に適当な方法がない場合をいう。

(5) 第4号関係

本号は、当該実施機関の内部で利用する場合や、他の実施機関への提供については、同一実施機関の内部で使用することや、提供の相手方が本市の機関であることを考慮して設けたものであるが、たとえそれらの機関であっても、「個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき」に限り、例外としたものである。

「個人情報を使用することに相当の理由がある」とは、利用すること又は提供の相手方が当該個人情報を使用することについて、住民負担の軽減、事務効率の向上による処理の迅速化等、客観的かつ合理的な必要性及び正当性があることをいい、実施機関が恣意的に判断することは許されない。相当な理由があるかどうかは個人情報の内容や利用目的等を勘案し、実施機関が個別に判断するものとするが、目的外利用・提供の原則禁止の例外として認めるにふさわしい理由でなければならない。

(6) 第5号関係

本号は、提供の相手方が公の機関又はこれに準ずる団体であることを考慮して設けたものであるが、たとえそれらのものであっても、「提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき」に限り、例外としたものである。

なお、本号に該当するとして、電子計算機処理に係る個人情報を国等に提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。（第10条第2項）

ア 「提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠」

提供を受ける国等が所掌する事務の趣旨、目的等を考慮し、提供する個人情報が当該事務の目的を達成するために欠くことができない場合をいう。

イ 「当該個人情報を使用することにやむを得ない理由がある」

実施機関の保有する個人情報を使用しなければ、国等が所掌する事務の目的が達成できず他に適当な収集の方法がない場合をいう。

(7) 第6号関係

本号は、本項の第1号から第5号までに該当しない場合についての規定であり、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で」とは、本号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとする前に、審議会の意見を聴かなければならないということである。その上で、「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由がある」と実施機関が判断したときは、例外とした。

なお、審議会答申第2号（平成18年3月31日）により審議会の意見を聴いた次に掲げる類型については、改めて審議会の意見を聴く必要はないが、その実績を審議会に報告するものとする。

	類型	理由
1	<p>栄典、表彰等の選考</p> <p>栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため</p> <p>本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため</p>
2	<p>研究、統計資料作成</p> <p>専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>この場合、原則として、特定の個人が識別されない形式で利用し、又は提供するものとする。ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとするが、統計資料作成後は速やかに個人情報を識別できない形式で取り扱うものとする</p>	<p>学術研究又は統計資料の作成において、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため</p>
3	<p>案内状等の送付</p> <p>挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供す</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、儀礼上の必要性等から挨拶状や関係資料を送付したりす</p>

	<p>る場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>る場合があるため</p>
4	<p>アンケート対象者の抽出</p> <p>アンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>事務事業に係るアンケートを行うときに、対象者を抽出することが事務の性質上必要である場合があるため</p>
5	<p>報道機関への提供</p> <p>報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、市民等に知らせることに個人情報保護の利益を上回る利益を有し、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるため</p> <p>事故等特別の理由があるときに、発表することが公益上必要なことがあるため</p>
6	<p>弁護士法の規定に基づく提供</p> <p>弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法律の規定に基づく照会であり、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である場合があるため</p> <p>提供先の事務の公益性、個人情報の取扱方法等と市側の公益上の必要性、提供することによる支障の有無等を総合的に考慮した上で、弁護士会等へ提供する必要があると認められる場合があるため</p>

### 3 運用

(1) 単に実施機関に個人情報の目的外の提供を求められることのできる等の法令等の規定に基づいて提供を求められた場合は、実施機関の当該目的外の提供は任意的なものであるため第2号の該当とせず、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうか、目的外の提供の趣旨及び目的、提供する個人情報の内容、性格等を十分検討して、第4号から第6号までの規定に基づいて判断し、これに応ずるか否かの決定をするものとする。

- (2) 本項各号に該当するかどうかの判断については、目的外の利用又は提供を原則として禁止したことを踏まえ、厳格に解釈しなければならない。
- (3) 条例施行の際、現に行われている個人情報の目的外利用又は提供のうち、第6号の規定に該当するものについては、速やかに審議会の意見を聴くものとする。

## 《関係規則・要綱》

### 【千葉市個人情報保護事務取扱要綱】

#### 第2 個人情報保護の体制

1、2 (略)

#### 3 報告事項等

(1) (略)

(2) 個人情報の目的外利用・提供の報告

条例第8条第1項ただし書の規定に基づき個人情報の目的外提供をする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を求めるものとする。

ア 個人情報の内容

イ 利用目的及び方法

ウ 根拠法令

また、個人情報保護管理者は、毎年1回、局等において、経常的な目的外利用又は提供として個人情報取扱事務の届出がない場合であって、個人情報を目的外に利用又は提供した実績を、個人情報目的外利用・提供実施報告書（様式第2号）により総括個人情報保護管理者に報告する。

#### 第4 審議会への諮問等

1 (略)

#### 2 審議会の意見聴取

(1) (略)

(2) 目的外利用、提供

所管課は、個人情報を条例第8条第1項第6号の規定により個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するため、審議会の意見を聴くときは、次に掲げる事項を記載した書面により、市政情報室を経由して、審議会に諮問する。

ア 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的

イ 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

ウ 利用又は提供する個人情報の対象者の範囲

エ 提供の場合には、個人情報の提供先

オ 利用又は提供する個人情報の項目

カ 利用又は提供を行う理由

キ 利用又は提供の条件

ク 個人情報の保護措置

### 3 意見聴取の手続

(「第7条第2項 収集先の制限」に同じ)

様式第2号 個人情報目的外利用・提供実施報告書 (略)